

東日本大震災及び原子力発電所事故に係る代替土地・代替家屋特例申告書

年 月 日

(宛先) 金沢市長

(申告者) 住所又は所在地 〒 -

氏名 (法人にあっては

名称及び代表者名)

個人番号又は法人番号

電話

- 東日本大震災に係る代替土地又は代替家屋を取得したので、地方税法附則第56条第10項又は第11項の規定の適用について、次のとおり申告します。
- 原子力発電所事故に係る代替土地又は代替家屋を取得したので、地方税法附則第56条第13項又は第14項の規定の適用について、次のとおり申告します。

記

1. 代替土地又は代替家屋について

納税義務者 (所有者)	住所又は所在地			
	氏名又は名称			
	被災資産の所有者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 合併存続法人又は分割承継法人 <input type="checkbox"/> 3親等内の親族 (被災資産所有者と <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 同居予定)		
代 替 土 地	所在地	金沢市		
	地目		地積	m ²
	取得年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
	共有持分	<input type="checkbox"/> 取得日が属する年度の翌年度から三年度内に住宅を建築する予定です。		
代 替 家 屋	所在地	金沢市		
	地目		地積	m ²
	取得年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
	共有持分	<input type="checkbox"/> 取得日が属する年度の翌年度から三年度内に住宅を建築する予定です。		
代 替 家 屋	所在地	金沢市 ※登記簿上の所在地番を記入してください。		
	家屋番号		床面積	m ²
	種類(用途)		構造	
	取得年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
	共有持分		取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得
代 替 家 屋	所在地	金沢市		
	家屋番号		床面積	m ²
	種類(用途)		構造	
	取得年月日	年 月 日	登記年月日	年 月 日
	共有持分		取得方法	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 既存家屋の取得
他市町村への申告	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり(年 月 日申告 市・町・村)			

2. 被災等住宅用地又は被災等家屋について

被災等住宅用地又は住宅用地	所有者	住所又は所在地				
		氏名又は名称				
	所在地					
	地目		共有持分			
	地積	m ²				
	被災等家屋又は家屋	所有者	住所又は所在地			
			氏名又は名称			
所在地		※登記簿上の所在地番を記入してください。				
家屋番号			床面積	m ²		
種類(用途)			処分方法 (被災家屋の場合)	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 ()		
共有持分				年 月 日処分		
被災等住宅用地又は住宅用地	所有者	住所又は所在地				
		氏名又は名称				
	所在地					
	家屋番号		床面積	m ²		
	種類(用途)		処分方法 (被災家屋の場合)	<input type="checkbox"/> 解体 <input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> その他 ()		
	共有持分			年 月 日処分		

- 1 「被災資産」とは、被災住宅用地、対象区域内住宅用地、被災家屋及び対象区域内家屋
 - 2 「代替土地」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地に代わる住宅用地若しくは原子力発電所事故に伴う居住困難区域内に所在した住宅の敷地の用に供されていた土地に代わる土地
 - 3 「代替家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋若しくは原子力発電所事故に伴う居住困難区域内に所在した家屋に代わる家屋
 - 4 「被災住宅用地」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した住宅の敷地の用に供されていた土地
 - 5 「対象区域内住宅用地」とは、原子力発電所事故に伴う居住困難区域内に所在した住宅の敷地の用に供されていた土地
 - 6 「被災家屋」とは、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋
 - 7 「対象区域内家屋」とは、原子力発電所事故に伴う居住困難区域内に所在した家屋
 - 8 当該申告書中「居住困難区域内」とあるのは、居住困難区域を指定する旨の公示があった日までの間は、「警戒区域設定指示区域内」と読み替えるものとする。
- ※特例の適用要件、必要な書類については、別紙「東日本大震災及び原子力発電所事故に係る代替土地・代替家屋の特例について」をご参照ください。